

消費者教育の体系化

平成18年5月15日

内閣府国民生活局消費者企画課

1.背景

(1)消費者基本法

(平成16年5月成立)

- 「消費者保護基本法」が36年ぶりに改正され、新たに「消費者基本法」として成立。
- 消費者政策の基本理念を、「消費者の保護」から、「消費者の権利尊重」と「消費者の自立支援」へ転換。
- 政府は、消費者政策の計画的な推進をはかるため、消費者政策の推進に関する基本的な計画(消費者基本計画)を定める。

(2) 消費者基本計画

(平成17年4月8日閣議決定)

- 消費者基本法の基本理念に基づき、消費者政策の3つの基本的方向と9つの重点事項を提示（対象期間：平成17年度～21年度（5ヶ年計画））
- 重点的に講ずる具体的施策を担当府省・実施時期とともに明示

3つの基本的方向

消費者の
安全・安心の確保

消費者の自立の
ための基盤整備

緊要な
消費者トラブルへの
機動的・集中的な対応

9つの重点事項

- 分野横断的・包括的な取引
ルールづくり
- 消費者団体訴訟制度の導入
- 消費者教育の推進
- 環境に配慮した消費行動の
促進

消費者教育の推進

⑤消費者教育の体系化

消費者教育を幅広く、かつ、効率的・効果的に実施していくために、広く関係機関の協力を得て、消費者教育の体系化を図り、これに基づく消費者教育の推進方策について検討する。

[内閣府、文部科学省、関係省庁、
国民生活センター]

平成19年度までに一定の結論を得る。

2.検討状況

(1) 国民生活審議会消費者政策部会

平成17年9月～19年9月

○ 検討事項

消費者教育の推進

生涯を通じて消費者教育を受ける機会を充実するため、消費者教育の体系化を図り、これに基づく消費者教育の推進方策について検討する。

○ スケジュール

平成18年3月

消費者教育の体系化(「消費者教育体系化のための調査研究」)

平成18年夏～

消費者教育の体系化及び推進方策

(2) 消費者教育体系化のための調査研究(平成17年度事業)

○実施方法・体制

- ・ 内閣府において請負調査を実施(請負先:(財)消費者教育支援センター)
- ・ 請負先において研究会を設置・開催、有識者ヒアリング等を行い、消費者のライフステージに応じた実践的な教育目標を検討、整理。

委員長 円谷 峻 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授)
委員 猪瀬 武則 (弘前大学教育学部教授)
尾島 恭子 (金沢大学教育学部助教授)
西村 隆男 (横浜国立大学教育人間科学部教授)
御船 美智子 (お茶の水女子大学生生活科学部教授)
安田 憲司 (国民生活センター教育研修部教務課)

(平成18年3月現在)

オブザーバー

金融庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省、環境省
金融広報中央委員会、内閣府

○調査研究結果

1)消費者教育の目標

「自立した消費者の育成」という消費者教育の理念のもと、消費者基本法第7条に基づき、消費者教育の目標を設定。

- ① 消費生活に関して、自ら進んで必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動する消費者の育成
- ② 消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮する消費者の育成

2)ライフステージに応じた消費者教育

- ① 幼児期 (保護者のもとでの生活が中心となる小学校就学までの幼児の段階)
- ② 児童期 (身の周りの範囲にあるモノなどを適切に扱うことができる能力の育成が望まれる小学生の段階)
- ③ 少年期 (保護者からの自立意識も芽生えて、個人の主体的な判断のもとで消費生活を実践できる能力の育成が望まれる中・高校生の段階)
- ④ 成人期 (精神的にも経済的にも自立が図られ、職業人として、親として、市民として、さまざまな立場での責任がかかってくるようになる社会人等の段階)
- ⑤ 高齢期 (「成人期」のうち、特に、判断力・行動力・情報収集力の低下にともない、金銭をはじめとする生活資源の有効な活用にかかわる能力や、社会の変化への対応力を強化するための支援が求められる高齢者の段階)

3) 消費者教育の対象領域

①安全、②契約・取引

消費者基本法第11条(安全の確保)から第16条(公正自由な競争の促進)では、製品(食品を含む)等の安全性、公正な消費者取引に密接に関連する事項を基本的施策として規定。

③情報、④環境

消費者基本法第7条第2項では、「消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。」と規定。

同項は、社会の変容の中で新たに設けられた規定であり、「環境の保全及び知的財産権等」を明示。

①安全

目標① 商品(食品を含む)の安全性等に関する情報を確認し、生命・健康への影響に配慮して、商品を選択・利用できる。

多種多様な商品および商品に関する情報があふれている中、消費者自らが商品の安全性に関する情報を積極的に確認して、健康を増進し、事故から身を守る必要があることから設定した。

目標② 商品による事故・危害に適切な対処ができる。

商品による事故・危害は消費者の生命・健康に重大な被害を及ぼすこともあることから、消費者被害救済の制度や機関を活用することを設定した。

目標③ 安全に暮らせる社会を目指し、消費者の安全を確保するために協力して取り組むことができる。

商品の流通経路や構造が複雑になり、消費者個人だけでは安全を守ることが難しくなっていることから、他の人や企業等と一緒に事故・危害を防止することが必要と設定した。

②契約・取引

目標① 自己の必要性を満たすために、適切に判断し、合理的な選択ができる。

新たな商品・サービスを享受して、消費生活の選択肢が広がる一方で、自分に必要なもの、自分に合ったものを見極めることが難しくなっていることから、商品の選択において安易な判断・選択に陥らないようにするために設定した。合理的な選択を行うための方法として、価格や品質などの比較検討を含めた。

目標② 家計を適切に管理し、合理的な生活設計やお金の使い方を行うことができる。

消費者の経済的な自立に必要な家計に関する目標を設定した。家計を維持し生活の破綻を防ぐためにも、自己の家計状況を把握し、合理的な生活設計やお金の使い方ができることが望まれる。特に、金融経済面での規制緩和により金融商品関連の選択肢が広がっていることから、自己の責任のもと、自己のニーズ・家計に見合った選択が求められていることを含めた。

②契約・取引

目標③ 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。

契約・取引の基本原則と、契約・取引当事者としての権利と義務について取り上げた。契約・取引の内容を確認し、契約・取引相手との合意内容を守ることが原則であり、契約を誠実に履行できることを盛り込んだ。

目標④ トラブルにあったときに適切な対処ができるとともに、安心して契約・取引ができる社会を目指し、協力して必要な取り組みができる。

消費者を守るための諸制度や相談機関などがあることを理解し、契約・取引上のトラブルが発生したときに適切に対処できるようにするとともに、消費者が安心して契約・取引を行え、不公正な取引が行われないようにするため、消費生活に関わる事業者や社会の取り組みに関心をもち、協力して必要な取り組みができることを目標として掲げた。

③情報

目標① 情報通信を消費生活の向上に役立てることができる。

インターネットに代表される双方向の情報通信技術の普及を背景とし、高度情報通信化社会の利便性を理解し、情報通信を消費生活の向上に役立てることができるようになることを目標とした。

目標② 個人情報を適切に管理し、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる。

消費者の個人情報ビジネスに利用され、情報通信技術の進展により情報が容易に取得・保有・利用できるようになったことから、個人情報の保護・管理に関して取り上げた。個人情報の大切さ、悪用されたときの被害の深刻さを理解し、自分だけでなく家族や友人などの個人情報に対する配慮も求めた。また、個人情報を含め自他の権利や利益に配慮して、情報通信を適切に活用できることが重要なため、この点についても配慮を求めた。

目標③ 知的財産権に配慮して、他人の創作物などを利用できる。

消費者が知的財産権を侵害した不正な著作物・商品を購入・利用することは、正規の事業者の活動を脅かし、健全な商品の流通・市場の形成を歪めることになる。特に、情報通信技術の進展によって、著作物・商品の大量複製・配布が容易になっており、消費者の知的財産権に配慮した適切な対応が求められることから課題として取り上げた。なお、目標②の自他の権利には知的財産権も含まれるが、消費者基本法第7条第2項を踏まえ知的財産権について特記した。

④環境

目標① 商品の購入段階において、商品の環境に関する情報を確認し、環境への影響に配慮した商品を選択できる。

地球温暖化や資源の枯渇問題、生態系の破壊といった課題に直面している現状のなかで、消費者の環境に配慮した消費行動が不可欠となっていることから、消費者が商品の購入段階において、自らが環境に関する情報を収集し、環境に配慮した商品を適切に選択できることをとりあげた。

目標② 商品の使用・廃棄段階において、物を大切にするとともに、消費生活が環境に及ぼす影響を認識し、適切な対処ができる。

商品の使用の仕方や廃棄の仕方により環境が著しく悪化する状況があることから、商品の使用・廃棄段階における消費者の責任が求められるため、環境悪化を防ぐ消費生活の配慮についてとりあげた。

目標③ 持続可能な社会を目指し、消費生活に関わる環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。

持続可能な社会システムの構築を目指し、消費生活に関わる環境保全に対する活動への参加という、より自発的・行動力が求められる事柄をとりあげた。

3. 今後の課題

各種教育の内容も踏まえ、各ライフステージにおける目標を達成するため、具体的にどのような場でどのような内容の消費者教育を実施していくのかを明らかにすることが必要。